

札幌市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例

札幌市道路附属物自動車駐車場条例（平成6年条例第30号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第6条第1項中「及びカード式駐車券」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条に次の1項を加える。
  - 2 前項の規定にかかわらず、カード式駐車券に係る駐車料金の徴収方法については、市長が別に定める。
- (2) 別表3中「170円」を「250円」に、「850円」を「1,250円」に改める。
- (3) 別表4中「34,000円」を「50,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定及び同条に1項を加える改正規定については、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表3又は別表4の規定は、それぞれこの条例の施行の日以後に出場させる自動車又は発行する定期駐車券に関し徴収する駐車料金について適用し、同日前に出場させた自動車及び発行した定期駐車券に関し徴収する駐車料金については、なお従前の例による。

（理 由）

駐車料金を周辺の民間駐車場の料金を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。